

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町一丁目11番地

株式会社ディーエムエス

代表取締役社長 山 本 克 彦

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ1F
ソラシティカンファレンスセンター Room B
3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第56期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（42頁から54頁）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.dms.jp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、期初こそ消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられたものの、その後は政府の経済対策を背景として企業収益に改善の動きが見られ、雇用・所得環境も改善傾向にあるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

当社に関連する広告業界におきましても、こうした影響により、安定的に推移する状況となりました。

このようななか当社は、DM、SP、イベントといった顧客企業にとっての手段を提供するだけでなく、それらを使って「ユーザーともっとよい関係を作りたい」、「より多くの商品・サービスをご利用いただきたい」といった顧客企業にとっての「売れる仕組みづくり」の支援を目指しております。

こうした取り組みのもと、営業部門では、課題解決提案型の活動を推進し、新規顧客開拓と既存顧客との取引拡大を積極的に展開してまいりました。また現業部門では、情報処理や生産・品質管理の技術を高めるとともに、先端的なデジタルプリンタやメーリングマシンを駆使し、業務効率の向上により利益貢献をしてまいりました。また、拡大する通販市場を捉えた「EC・通販出荷代行サービスの開発」や業務領域の拡大とサービスの付加価値を創る「マーケティングサービスの強化」、「Web・モバイルマーケティングサービスの開発」といった戦略的な課題にも取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は187億36百万円（前年同期比2.8%増）となりました。

一方、利益につきましては、営業利益は10億81百万円（前年同期比9.9%減）、経常利益は10億58百万円（同9.2%減）、当期純利益は6億54百万円（同11.8%減）となりました。

部門別の概況は以下のとおりであります。

ダイレクトメール部門におきましては、企画制作から情報処理、封入封緘を一括して手がけるトータルサービスと郵便やメール便のスケールメリットを活かした提案型営業を積極的に展開した結果、既存取引先からの受注増や新規先の獲得によって、売上高は168億38百万円（前年同期比1.7%増）となりましたが、セグメント利益は生産現場の労務費の増加や新たなロジスティクス拠点（川島ロジスティクスセンター 埼玉県）の開設費用などにより、13億28百万円（同8.0%減）となりました。セールスプロモーション部門におきましては、各種販促支援および企画制作業務の新規受注に努めた結果、売上高は11億12百万円（同11.4%増）となりましたが、セグメント利益は前の期にあった高採算キャンペーン業務の終了の反動などにより、1億75百万円（同8.1%減）となりました。イベント部門におきましては、販売促進・観光振興・スポーツイベントなどの運営・警備業務の受注に注力した結果、売上高は6億92百万円（同19.3%増）、セグメント利益は18百万円（同18.6%増）となりました。賃貸部門におきましては、千代田小川町クロスタビル（東京都千代田区）等の売上高は63百万円（同5.7%増）、セグメント利益は21百万円（同49.6%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

次期におけるわが国の景気見通しにつきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景として設備投資や個人消費が底堅く推移することで、緩やかに回復していくことが予想されます。これにより広告業界におきましても、引き続き堅調に推移するとみられます。

このような状況のなか当社は、顧客企業と生活者の“ダイレクトコミュニケーション”を事業領域として、DM、SP、イベントなどのリアル分野の販促サービスを提供してまいりましたが、今後はこれを基盤としつつ、Web分野を含めたトータルサポートを提供することで、“リアルとWebの好循環”を作り、クロスメディア時代の“企業と生活者のよい関係づくり”に一層の貢献を果たしてまいります。また、次なる戦略として通販市場の拡大などで重要性の高まる物流分野のサービスを強化します。これにより、販促サービスにより顧客企業の事業拡大に貢献する一方で、事業拡大に伴う業務量や物量の増加に対処する物流サービスを提供し、“販促と物流の好循環”による顧客企業とのWin-Winを作っていくユニークなポジショニングをとることで継続的な成長を目指します。

こうした経営戦略を推進していくため、当社は次に掲げる施策に注力してまいります。

### ①利益改善

内製で運用する各種生産リソースの強みを活かしてコストを低減させ利益を確保します。特に、新規物流サービスにおいては、作業手順の標準化と作業員の人的スキルアップによる効率向上と、最新のマテハン機器と倉庫管理システムを活用した技術的な面からの作業および保管の大幅な効率化を合わせて実施し、これらをもってコスト低減による利益改善を果たしてまいります。

### ②物流事業の拡大

拡大傾向にあるEC（インターネット通販）市場に着目するとともに、当社の優位性（ロジスティクスセンター、梱包発送作業・事務局ノウハウ、配送料金など）を活かした物流事業を拡大し、DMに次ぐ新たな収益の柱として育成してまいります。このため、新設した川島ロジスティクスセンターの活用度を高めるとともに、平成27年9月（予定）にさらなる増床を行い、新規物流案件の継続的獲得に取組みます。また、荷主である顧客企業に対して、DMやSP、イベント、Webなど他のマーケティングサービスを提供することで、事業間シナジーの創出を図るとともに、さらなる物量の増加を促進します。

### ③マーケティングサービスの強化

顧客データ分析やオファー&クリエイティブのマーケティング力強化により、費用対効果の高いダイレクトマーケティングを実現させることで、価格競争に陥らないための差別化を図ります。特に、顧客との関係性強化を重視する顧客企業の動向から、DMが利用されることの多いCRM（顧客関係管理）分野のマーケティングに注力することで主力でもある既存サービスの付加価値を高めてまいります。

### ④Web・モバイルマーケティングのサービス開発

ダイレクトマーケティングと親和性の高いWebやモバイルを活用したマーケティングを支援し、既存事業であるDM、SP、イベントとのクロスメディア化（ひとつの情報を異なる複数のメディアで表現すること）を図ります。このことで、顧客企業のマーケティング戦略に広範囲から関与することとなり、施策の成果を高め、競合他社との差別化や顧客企業との長期的な関係構築を目指してまいります。

### ⑤マネジメントシステムの継続的改善

個人情報の取り扱いに対する社会の意識が引き続き高いレベルにあることに対して、JISQ15001（プライバシーマーク）およびISO27001（ISMS）のマネジメントシステムを運用することで、個人情報や機密情報の適正な取り扱いを維持し継続的な改善を図ってまいります。また、新たに認証取得したISO9001（品質管理）のマネジメントシステムにより、顧客企業のニーズを的確にとらえたサービス品質を継続的に維持・向上してまいります。これらの3つのマネジメントシステムにより、情報セキュリティと品質の両面から顧客企業に安心して選んでいただけるサービスを提供し続けてまいります。

以上の施策を推し進めていくことで、社会の要請に応え、顧客企業の信頼を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、3億96百万円であり、主なものはメーリング関連機器1億56百万円、業務用プリンタ90百万円、川島ロジスティクスセンター開設準備48百万円、社内ネットワークシステム関連26百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

特記する事項はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (9) 財産および損益の状況

| 区 分           | 第53期<br>(平成24年3月期) | 第54期<br>(平成25年3月期) | 第55期<br>(平成26年3月期) | 第56期(当期)<br>(平成27年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売上高(千円)       | 17,633,466         | 17,159,875         | 18,227,773         | 18,736,833             |
| 経常利益(千円)      | 731,115            | 1,076,289          | 1,165,620          | 1,058,178              |
| 当期純利益(千円)     | 351,584            | 616,946            | 741,719            | 654,398                |
| 1株当たり当期純利益(円) | 60.37              | 105.94             | 127.37             | 112.37                 |
| 総資産(千円)       | 13,066,289         | 13,117,103         | 13,178,804         | 13,769,937             |
| 純資産(千円)       | 6,543,023          | 7,123,990          | 7,840,118          | 8,622,163              |
| 1株当たり純資産額(円)  | 1,123.54           | 1,223.33           | 1,346.34           | 1,480.65               |

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主な事業内容 |
|-------------------|----------|----------|--------|
| 東京セールス・プロデュース株式会社 | 50,000千円 | 100.0%   | 家電販売   |

### ③ 企業結合の成果

連結子会社は上記に掲げた1社であります。

当期の連結売上高は18,740,928千円（前期18,277,333千円）、連結当期純利益は656,941千円（前期729,348千円）となりました。

## (11) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 営業部門          | 主な営業内容                                                                                            |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ダイレクトメール部門    | DM広告企画・制作、メールサービス、顧客情報処理サービス、ダイレクトマーケティング事業のサポートビジネス                                              |
| セールスプロモーション部門 | S P助成物企画・制作、情報誌編集企画・制作、フィールドサービス、キャンペーン企画、応募整理、グッズ・ノベルティ企画・開発・制作、マーケティングリサーチ、テレマーケティング、ウェブマーケティング |
| イベント部門        | スポーツ・文化事業イベント、販促・PRイベントなどの企画・運営・実施・入場券販売管理                                                        |
| 賃貸部門          | 不動産賃貸関連事業                                                                                         |
| その他           | 海外への新聞発送業務、その他                                                                                    |

## (12) 主要な営業所および業務センター（平成27年3月31日現在）

[本店所在地] 東京都千代田区神田小川町一丁目11番地

| 名称     | 所在地      |
|--------|----------|
| 業務センター | 埼玉県さいたま市 |
| 大阪支社   | 大阪府大阪市   |
| 福岡営業所  | 福岡県福岡市   |

(13) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 280名 | 5名増       | 39.3歳 | 14.9年  |

(注) 上記のほか、パートタイマー等379名が在籍しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 994,350千円 |
| 農林中央金庫        | 177,225千円 |
| 株式会社滋賀銀行      | 121,525千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 82,000千円  |

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,600,000株
- ② 発行済株式の総数 7,262,020株（自己株式1,438,811株を含む）
- ③ 株主数 1,476名
- ④ 大株主（上位11名）

| 株 主 名                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|------------|---------|
| 山 本 克 彦                     | 1,125,574株 | 19.32%  |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 372,000株   | 6.38%   |
| 山 本 百 合 子                   | 285,216株   | 4.89%   |
| 凸 版 印 刷 株 式 会 社             | 250,000株   | 4.29%   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行           | 242,000株   | 4.15%   |
| デ ィ ー エ ム エ ス 従 業 員 持 株 会   | 197,630株   | 3.39%   |
| 角 田 浩 章                     | 135,000株   | 2.31%   |
| 山 本 圭 介                     | 128,533株   | 2.20%   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行         | 110,000株   | 1.88%   |
| 藤 木 多 嘉 子                   | 100,080株   | 1.71%   |
| 今 給 黎 由 美 子                 | 100,080株   | 1.71%   |

（注）1. 当社は、自己株式を1,438,811株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | ふりがな氏名              | 担当および重要な兼職の状況                   |
|----------|---------------------|---------------------------------|
| 代表取締役社長  | やまもと かつひこ<br>山本 克彦  | 管理本部長                           |
| 取締役      | なかむら しゅんいち<br>中村 俊一 | 大阪支社長兼大阪管理部長兼大阪営業部長             |
| 取締役      | かまい しょういち<br>甲斐 良一  | コミュニケーション部門担当兼営業推進部長            |
| 取締役      | しのはら きよか<br>篠原 清佳   | オペレーション部門担当兼第三オペレーション統括部長       |
| 常勤監査役    | おがわ あつこ<br>小川 惇子    |                                 |
| 監査役      | かじ たに あつし<br>梶谷 篤   | 弁護士                             |
| 監査役      | おか あきら<br>岡 徹       | ダイレクトマーケティングジャパン株式会社<br>代表取締役社長 |

- (注) 1. 監査役梶谷 篤、岡 徹の両氏は、社外監査役であります。
2. 当社は監査役梶谷 篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報酬等の総額                |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役              | 4名         | 48,650千円              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 10,722千円<br>(3,808千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(2名) | 59,372千円<br>(3,808千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額7,700千円（取締役4名に対し6,200千円、監査役3名に対し1,500千円（うち社外監査役2名に対し400千円））が含まれております。

### (3) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役岡 徹氏は、ダイレクトマーケティングジャパン株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### (4) 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名   | 主 な 活 動 状 況                                                              |
|-----------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 梶 谷 篤 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、また、監査役会5回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。        |
| 社 外 監 査 役 | 岡 徹   | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、また、監査役会5回全てに出席し、主に他社において長年経営に携った経験と知見からの発言を行っております。 |

### (5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してはりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月25日開催予定の第56期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 16,800千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,800千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

**(3) 非監査業務の内容**

該当事項はありません。

**(4) 解任または不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、取締役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行うにあたり監査役会の同意を得ます。

(注) 上記には当事業年度中における方針を記載しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制としての取締役会決議の概要は下記のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「重要情報の管理及び役職員による株券等の売買等に関する規程」、「個人情報保護規程」を遵守し、取締役の職務の執行の状況については、取締役会が監督し、監査役が監査を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存、管理は「文書取扱規程」に則り行うものとし、いつでも閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報漏洩、コンプライアンス等に係るリスク管理については責任管理部門を定め、「個人情報保護規程」、「I SMS管理規程」、「重要情報の管理及び役職員による株券等の売買等に関する規程」を遵守し、研修の実施等を行う。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には速やかに対応ができるように責任者を定める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況を監督する。経営会議に対し必要な指示を行う。

経営会議は、取締役会の決定や方針を各部門に指示し具体策を立案する。通常事項については迅速かつ適切な業務執行を行い、重要事項や異例事項については取締役会に報告しその指示を得る。

### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「重要情報の管理及び役職員による株券等の売買等に関する規程」、「個人情報保護規程」を遵守し、業務運営の状況については監査室が内部監査を行う。

**(6) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社の監査室が、子会社の監査を定期的に行うものとする。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助する組織を監査室とする。

**(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査室に関する人事異動、組織変更等の最終決定は監査役会の同意を得るものとする。

**(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人が監査役に報告すべき事項、その他の監査役への報告すべき事項として下記の事項を報告するものとし、速やかに報告を行うものとする。

- ・ 会社に著しい損害および不利益を及ぼすおそれのある事実。
- ・ 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役の職務を補助する組織を監査室とし、また、監査室が独自に行う内部監査の結果を監査役に報告し相互連携を図るものとする。

(注) 上記には当事業年度中における体制を記載しております。

# 貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部        |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,662,523</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>3,301,069</b>  |
| 現金及び預金          | 1,509,849         | 買掛金            | 1,650,987         |
| 受取手形及び売掛金       | 3,478,357         | 社債             | 90,150            |
| 仕掛品             | 338,543           | 短期借入金          | 358,550           |
| 立替郵送料           | 67,838            | リース債務          | 46,999            |
| 繰延税金資産          | 113,315           | 未払法人税等         | 175,791           |
| その他             | 184,622           | 賞与引当金          | 216,819           |
| 貸倒引当金           | △30,003           | その他の           | 761,771           |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,101,388</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>1,846,703</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,063,063</b>  | 社債             | 342,250           |
| 建物及び構築物         | 2,561,935         | 長期借入金          | 1,020,300         |
| 機械装置及び運搬具       | 361,770           | リース債務          | 103,297           |
| 土地              | 2,830,100         | 退職給付引当金        | 126,199           |
| 建設仮勘定           | 109,409           | 役員退職慰労引当金      | 59,750            |
| リース資産           | 114,951           | 繰延税金負債         | 134,392           |
| その他             | 84,896            | 再評価に係る繰延税金負債   | 19,357            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>57,398</b>     | その他の           | 41,156            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,980,926</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>5,147,773</b>  |
| 投資有価証券          | 614,809           | <b>純資産の部</b>   |                   |
| 関係会社株式          | 50,000            | <b>株主資本</b>    | <b>9,254,367</b>  |
| 投資不動産           | 911,588           | 資本金            | 1,092,601         |
| その他             | 404,528           | 資本剰余金          | 1,468,215         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>6,025</b>      | 資本準備金          | 1,468,215         |
| 社債発行費           | 6,025             | 利益剰余金          | 7,276,306         |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,769,937</b> | 利益準備金          | 273,150           |
|                 |                   | その他利益剰余金       | 7,003,156         |
|                 |                   | 配当平均積立金        | 440,000           |
|                 |                   | 固定資産圧縮積立金      | 258,608           |
|                 |                   | 別途積立金          | 4,600,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 1,704,548         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△582,756</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | △632,203          |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 183,214           |
|                 |                   | 土地再評価差額金       | △815,417          |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>8,622,163</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>13,769,937</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額          |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 18,736,833 |
| 売 上 原 価                 |         | 16,524,076 |
| 売 上 総 利 益               |         | 2,212,757  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,131,357  |
| 営 業 利 益                 |         | 1,081,399  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 1,853   |            |
| 受 取 配 当 金               | 12,037  |            |
| 雑 収 入                   | 12,985  | 26,875     |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 46,941  |            |
| 雑 損 失                   | 3,155   | 50,097     |
| 経 常 利 益                 |         | 1,058,178  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 46      |            |
| 投 資 有 価 証 券 償 還 益       | 21,545  | 21,591     |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 550     |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 516     |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 30,348  | 31,415     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,048,354  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 375,000 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 18,955  | 393,955    |
| 当 期 純 利 益               |         | 654,398    |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |         |           |         |           |           | 自己株式     | 株主資本合計    |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金   |           |         |           |           |          |           |
|                         |           | 資本準備金     | 利益準備金   | その他利益剰余金  |         |           |           |          |           |
|                         |           |           | 配当平均積立金 | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金   | 繰越利益剰余金   |           |          |           |
| 平成26年4月1日 残高            | 1,092,601 | 1,468,215 | 273,150 | 440,000   | 245,994 | 3,900,000 | 1,693,579 | △582,723 | 8,530,817 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |           |           |         |           |         |           | 156,532   |          | 156,532   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 1,092,601 | 1,468,215 | 273,150 | 440,000   | 245,994 | 3,900,000 | 1,850,111 | △582,723 | 8,687,349 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |         |           |         |           |           |          |           |
| 剰余金の配当                  |           |           |         |           |         |           | △87,348   |          | △87,348   |
| 当期純利益                   |           |           |         |           |         |           | 654,398   |          | 654,398   |
| 別途積立金の積立                |           |           |         |           |         | 700,000   | △700,000  |          | －         |
| 自己株式の取得                 |           |           |         |           |         |           |           | △32      | △32       |
| 税制改正に伴う調整               |           |           |         |           | 12,613  |           | △12,613   |          | －         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |         |           |         |           |           |          |           |
| 事業年度中の変動額合計             | －         | －         | －       | －         | 12,613  | 700,000   | △145,563  | △32      | 567,017   |
| 平成27年3月31日 残高           | 1,092,601 | 1,468,215 | 273,150 | 440,000   | 258,608 | 4,600,000 | 1,704,548 | △582,756 | 9,254,367 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |          |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|----------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日 残高            | 126,694         | △817,392 | △690,698   | 7,840,118 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                 |          | －          | 156,532   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 126,694         | △817,392 | △690,698   | 7,996,651 |
| 事業年度中の変動額               |                 |          |            |           |
| 剰余金の配当                  |                 |          |            | △87,348   |
| 当期純利益                   |                 |          |            | 654,398   |
| 別途積立金の積立                |                 |          |            | －         |
| 自己株式の取得                 |                 |          |            | △32       |
| 税制改正に伴う調整               |                 |          |            | －         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 56,519          | 1,975    | 58,494     | 58,494    |
| 事業年度中の変動額合計             | 56,519          | 1,975    | 58,494     | 625,512   |
| 平成27年3月31日 残高           | 183,214         | △815,417 | △632,203   | 8,622,163 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

|                    |                                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 満期保有目的の債券          | 償却原価法（定額法）                                                                                     |
| 子会社株式              | 移動平均法による原価法                                                                                    |
| その他有価証券            | 時価のあるもの<br>事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>時価のないもの<br>移動平均法による原価法 |
| デリバティブの評価基準および評価方法 | 時価法                                                                                            |
| たな卸資産の評価基準および評価方法  | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）                                                      |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当事項はありません。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### 投資不動産

定率法

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法による償却

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末に在籍の従業員に係る支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給見積額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減ならびに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較して、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度の期首より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が243,214千円減少するとともに、利益剰余金が156,532千円増加しております。

(7) その他の注記

表示方法の変更に関する注記 貸借対照表については、従来、有価証券報告書における開示との整合性を図るため、会社計算規則より詳細な開示を規定している「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりましたが、当事業年度より有価証券報告書において、特例財務諸表提出会社として、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成することといたしました。これに伴い、本計算書類においても、同様に勘定科目を組み替えて作成しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 投資有価証券 | 123,525千円   |
| 建物     | 2,515,620千円 |
| 土地     | 2,711,979千円 |
| 投資不動産  | 820,072千円   |
| 合計     | 6,171,196千円 |

上記の物件は、借入金1,348,850千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,188,601千円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年5月2日公布法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った日

平成14年3月31日

③再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額

122,123千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務

40千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

120千円

その他の営業取引高

343千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数     | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数     |
|-------|------------|---------|---------|------------|
| 普通株式  | 1,438,770株 | 41株     | 一株      | 1,438,811株 |

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

##### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 14,128千円  |
| 賞与引当金     | 71,767千円  |
| 退職給付引当金   | 41,314千円  |
| 役員退職慰労引当金 | 19,323千円  |
| その他       | 51,057千円  |
| 繰延税金資産小計  | 197,591千円 |
| 評価性引当金    | △14,580千円 |
| 繰延税金資産合計  | 183,011千円 |

##### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △80,479千円  |
| 固定資産圧縮積立金    | △123,609千円 |
| 繰延税金負債合計     | △204,088千円 |
| 繰延税金資産の純額    | △21,077千円  |

決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が15,174千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社名称             | 所在地     | 資本金    | 事業の内容<br>内又は職業 | 議決権等<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |              | 取引内容           | 取引金額<br>(注2) | 科目  | 期末残高<br>(注2) |
|-----|------------------|---------|--------|----------------|---------------------|------------|--------------|----------------|--------------|-----|--------------|
|     |                  |         |        |                |                     | 役員<br>の兼任等 | 事業上<br>の関係   |                |              |     |              |
| 子会社 | 東京セールス・プロデュース(株) | 東京都千代田区 | 50,000 | 家電販売           | (所有)<br>100%        | 兼任<br>2名   | 物品の仕入・手数料の支払 | 消耗品の仕入<br>(注1) | 343          | 未払金 | 40           |
|     |                  |         |        |                |                     |            | 不動産の賃貸       | 受取家賃           | 120          | —   | —            |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して発注先および価格を決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,480円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 112円37銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社ディーエムエス

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 栄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディーエムエスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

平成27年5月18日

株式会社ディーエムエス

代表取締役社長 山 本 克 彦 殿

株式会社ディーエムエス 監査役会

常勤監査役 小 川 惇 子 ㊟

監 査 役 梶 谷 篤 ㊟

監 査 役 岡 徹 ㊟

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制

(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役梶谷 篤および監査役岡 徹は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部        |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,757,383</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>3,302,011</b>  |
| 現金及び預金          | 1,604,651         | 買掛金            | 1,650,987         |
| 受取手形及び売掛金       | 3,478,357         | 社債(1年以内償還)     | 90,150            |
| 仕掛品             | 338,543           | 短期借入金          | 358,550           |
| 立替郵送料           | 67,838            | リース債務          | 46,999            |
| 繰延税金資産          | 113,374           | 未払法人税等         | 176,773           |
| その他             | 184,622           | 賞与引当金          | 216,819           |
| 貸倒引当金           | △30,003           | その他            | 761,730           |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,112,263</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>1,795,606</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,063,063</b>  | 社債             | 342,250           |
| 建物及び構築物         | 2,561,935         | 長期借入金          | 1,020,300         |
| 機械装置及び運搬具       | 361,770           | リース債務          | 103,297           |
| 土地              | 2,830,100         | 繰延税金負債         | 184,619           |
| 建設仮勘定           | 109,409           | 退職給付に係る負債      | 24,875            |
| リース資産           | 114,951           | 役員退職慰労引当金      | 59,750            |
| その他             | 84,896            | 再評価に係る繰延税金負債   | 19,357            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>57,478</b>     | その他            | 41,156            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,991,721</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>5,097,617</b>  |
| 投資有価証券          | 675,604           | <b>純資産の部</b>   |                   |
| 投資不動産           | 911,588           | <b>株主資本</b>    | <b>9,305,174</b>  |
| その他             | 404,528           | 資本金            | 1,092,601         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>6,025</b>      | 資本剰余金          | 1,468,215         |
| 社債発行費           | 6,025             | 利益剰余金          | 7,327,114         |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,875,672</b> | <b>自己株式</b>    | <b>△582,756</b>   |
|                 |                   | その他の包括利益累計額    | △527,119          |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 219,741           |
|                 |                   | 土地再評価差額金       | △815,417          |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額   | 68,556            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>8,778,054</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>13,875,672</b> |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額          |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 18,740,928 |
| 売 上 原 価               |         | 16,524,631 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,216,297  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,131,247  |
| 営 業 利 益               |         | 1,085,049  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 1,875   |            |
| 受 取 配 当 金             | 12,509  |            |
| 雑 収 入                 | 12,985  | 27,370     |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 46,941  |            |
| そ の 他                 | 3,155   | 50,097     |
| 経 常 利 益               |         | 1,062,322  |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 46      |            |
| 投 資 有 価 証 券 償 還 益     | 21,545  | 21,591     |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 516     |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 550     |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 30,348  | 31,415     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 1,052,498  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 376,600 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 18,956  | 395,556    |
| 当 期 純 利 益             |         | 656,941    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年4月1日 残高              | 1,092,601 | 1,468,215 | 6,600,988 | △582,723 | 8,579,080   |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |           |           | 156,532   |          | 156,532     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 1,092,601 | 1,468,215 | 6,757,520 | △582,723 | 8,735,613   |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |           |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |           |           | △87,348   |          | △87,348     |
| 当 期 純 利 益                 |           |           | 656,941   |          | 656,941     |
| 自 己 株 式 の 取 得             |           |           |           | △32      | △32         |
| 税 制 改 正 に 伴 う 調 整         |           |           |           |          | -           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -         | -         | 569,593   | △32      | 569,560     |
| 平成27年3月31日 残高             | 1,092,601 | 1,468,215 | 7,327,114 | △582,756 | 9,305,174   |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 平成26年4月1日 残高              | 163,264               | △817,392 | △2,885           | △657,013          | 7,922,067 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                       |          |                  |                   | 156,532   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 163,264               | △817,392 | △2,885           | △657,013          | 8,078,600 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |          |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |          |                  |                   | △87,348   |
| 当 期 純 利 益                 |                       |          |                  |                   | 656,941   |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                       |          |                  |                   | △32       |
| 税 制 改 正 に 伴 う 調 整         |                       |          |                  |                   | -         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 56,476                | 1,975    | 71,441           | 129,893           | 129,893   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 56,476                | 1,975    | 71,441           | 129,893           | 699,454   |
| 平成27年3月31日 残高             | 219,741               | △815,417 | 68,556           | △527,119          | 8,778,054 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 東京セールス・プロデュース株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準および評価方法 時価法

たな卸資産の評価基準および評価方法 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当事項はありません。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

|                         |                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資不動産                   | 定率法<br>(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)                                                                                                                                                                              |
| ③ 繰延資産の処理方法<br>社債発行費    | 社債の償還までの期間にわたる定額法による償却                                                                                                                                                                                                        |
| ④ 重要な引当金の計上基準<br>貸倒引当金  | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                            |
| 賞与引当金                   | 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末に在籍の従業員に係る支給見込額を計上しております。                                                                                                                                                                             |
| 役員退職慰労引当金               | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。                                                                                                                                                                            |
| ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法        | <p>i) 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>ii) 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> |
| ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 |                                                                                                                                                                                                                               |
| 重要なヘッジ会計の方法             |                                                                                                                                                                                                                               |
| ヘッジ会計の方法                | 金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。                                                                                                                                                                          |
| ヘッジ手段とヘッジ対象             |                                                                                                                                                                                                                               |
| ヘッジ手段                   | 金利スワップ                                                                                                                                                                                                                        |
| ヘッジ対象                   | 借入金                                                                                                                                                                                                                           |
| ヘッジ方針                   | 金利リスクの低減ならびに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。                                                                                                                                                                                   |
| ヘッジの有効性評価の方法            | ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較して、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。                                                                                               |
| 消費税等の会計処理               | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。                                                                                                                                                                                                       |

(5) 会計方針の変更

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が243,214千円減少するとともに、利益剰余金が156,532千円増加しております。

(6) その他の注記

該当事項はありません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 投資有価証券 | 123,525千円   |
| 建物     | 2,515,620千円 |
| 土地     | 2,711,979千円 |
| 投資不動産  | 820,072千円   |
| 合計     | 6,171,196千円 |

上記の物件は、借入金1,348,850千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,188,601千円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年5月2日公布法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出してあります。

②再評価を行った日

平成14年3月31日

③再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額

122,123千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 7,262,020株 |
|------|------------|

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会決議による配当に関する事項

|       |      |
|-------|------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
|-------|------|

|        |             |
|--------|-------------|
| 配当金の総額 | 87,348,750円 |
|--------|-------------|

|          |     |
|----------|-----|
| 1株当たり配当額 | 15円 |
|----------|-----|

|     |            |
|-----|------------|
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
|-----|------------|

|       |            |
|-------|------------|
| 効力発生日 | 平成26年6月27日 |
|-------|------------|

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成27年6月25日開催の第56期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|       |      |
|-------|------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
|-------|------|

|        |             |
|--------|-------------|
| 配当金の総額 | 87,348,135円 |
|--------|-------------|

|          |     |
|----------|-----|
| 1株当たり配当額 | 15円 |
|----------|-----|

|     |            |
|-----|------------|
| 基準日 | 平成27年3月31日 |
|-----|------------|

|       |            |
|-------|------------|
| 効力発生日 | 平成27年6月26日 |
|-------|------------|

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、一時的な余資を主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達につきましては、短期的な運転資金を銀行借入により調達し、設備投資などの長期的資金は、主に銀行借入や社債発行により調達しております。なお、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年8ヶ月であります。このうち一部は、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計処理基準に関する事項 ⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理部がすべての取引先の状況を取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、低格付の取引先の状況を定期的にモニタリングして、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理部が定期的なモニタリングを実施することによって当社レベルと同様の管理状況を確保しております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

###### ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた管理規定に従い、経理部が承認権限者の承認を得て行っております。また、監査室によって定期的に内部監査を実施し、その監査結果は取締役会に報告される体制を確保しております。なお、連結子会社では、デリバティブ取引は行っておりません。

###### iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における、連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額     |
|---------------|------------|-----------|--------|
| <b>資産</b>     |            |           |        |
| (1)現金及び預金     | 1,604,651  | 1,604,651 | —      |
| (2)受取手形及び売掛金  | 3,478,357  | 3,478,357 | —      |
| (3)投資有価証券     | 624,402    | 624,402   | —      |
| 資産 計          | 5,707,411  | 5,707,411 | —      |
| <b>負債</b>     |            |           |        |
| (1)買掛金        | 1,650,987  | 1,650,987 | —      |
| (2)1年内償還予定の社債 | 90,150     | 90,993    | 843    |
| (3)短期借入金      | 358,550    | 362,489   | 3,939  |
| (4)未払法人税等     | 176,773    | 176,773   | —      |
| (5)社債         | 342,250    | 341,669   | △580   |
| (6)長期借入金      | 1,020,300  | 1,036,943 | 16,643 |
| 負債 計          | 3,639,011  | 3,659,856 | 20,845 |
| デリバティブ取引      | —          | —         | —      |

注1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、市場価格のない債券の時価については、元利金の合計額を当該債券の残存期間および変動要因等を織り込んだ利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 1年内償還予定の社債、(5) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (3) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりますが、短期借入金の中には、1年内返済予定の長期借入金および一定期間において利率を更新しない短期借入金が含まれており、それらについては(6)長期借入金と同様の方法で算定しております。

### (6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象 | 契約額など(千円) |         | 時 価 | 当該時価の<br>算定方法 |
|-------------|-----------------------|---------|-----------|---------|-----|---------------|
|             |                       |         |           | うち1年超   |     |               |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 1,046,350 | 804,550 | (*) | (*)           |

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記負債の(6)長期借入金参照)。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|---------|----------------|
| 非上場株式   | 9,201          |
| 非上場転換社債 | 42,000         |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記資産の(3)投資有価証券には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|           | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|-----------|---------|----------|------|
| 現金及び預金    | 1,604,651 | —       | —        | —    |
| 受取手形及び売掛金 | 3,478,357 | —       | —        | —    |
| 合計        | 5,083,008 | —       | —        | —    |

4. 社債、長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 358,550 | —           | —           | —           | —           | —   |
| 社債    | 90,150  | 65,150      | 277,100     | 0           | 0           | —   |
| 長期借入金 | —       | 168,800     | 851,500     | 0           | 0           | —   |
| 合計    | 448,700 | 233,950     | 1,128,600   | 0           | 0           | —   |

(注) 短期借入金の1年以内には、1年内返済予定の長期借入金258,800千円を含んでおります。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用の区分所有建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 時価        |
|------------|-----------|
| 911,588千円  | 752,813千円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,507円42銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 112円81銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社ディーエムエス

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 栄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディーエムエスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディーエムエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

平成27年5月18日

株式会社ディーエムエス

代表取締役社長 山本克彦 殿

株式会社ディーエムエス 監査役会

常勤監査役 小川 惇 子 ㊟

監査役 梶谷 篤 ㊟

監査役 岡 徹 ㊟

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役梶谷 篤および監査役岡 徹は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ディーエムエス  
代表取締役社長 山本克彦

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、株主各位への利益還元の充実と、企業体質の強化のための内部留保の充実との均衡を図っていくことを基本的考え方としております。この基本的な考え方に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金15円 総額87,348,135円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月26日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 600,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 600,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに非業務執行取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第25条（取締役の責任免除）を新設するものであります。
- なお、変更案第25条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款   | 変 更 案                                     |
|-----------|-------------------------------------------|
| (機関)      | (機関)                                      |
| 第4条 (省略)  | 第4条 (現行どおり)                               |
| (1) (省略)  | (1) (現行どおり)                               |
| (2) 監査役   | (2) <u>監査等委員会</u>                         |
| (3) 監査役会  | (削除)                                      |
| (4) (省略)  | (3) (現行どおり)                               |
| (員数)      | (員数)                                      |
| 第16条 (省略) | 第16条 (現行どおり)                              |
| (新設)      | <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2. (省略)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>                                                                                                                   |
| <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                            | <p>(任期)</p> <p>第18条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第21条 (省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第20条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項に定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(員数)</p> <p>第24条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与および退職慰労金(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第25条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>                                                    | (削除)             |
| <p>(任期)</p> <p>第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>    | (削除)<br><br>(削除) |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                    | (削除)             |
| <p>(監査役会)</p> <p>第28条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> | (削除)<br><br>(削除) |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第29条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                 | (削除)             |

| 現 行 定 款                                        | 変 更 案                                                                            |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (報酬等)                                          |                                                                                  |
| 第30条 <u>監査役の報酬、賞与および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u> | (削除)                                                                             |
| (新設)                                           | 第5章 <u>監査等委員会</u>                                                                |
| (新設)                                           | <u>(監査等委員会)</u>                                                                  |
|                                                | 第26条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u>                      |
| (新設)                                           | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                             |
| (新設)                                           | 第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> |
| (新設)                                           | 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>                          |
| (新設)                                           | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                                |
|                                                | 第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                  |
| 第31条～第34条 (省略)                                 | 第29条～第32条 (現行どおり)                                                                |
| 付則<br>(追加)                                     | 附則<br>平成27年 6月25日 改正                                                             |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| やまもと かつひこ<br>山本克彦<br>(昭和44年3月11日生)   | 平成7年4月 (株) 第一勧業銀行入社<br>平成10年6月 (株) 第一勧業銀行退社<br>平成10年7月 当社入社<br>平成12年5月 社長室長<br>平成12年6月 取締役就任<br>平成13年4月 代表取締役社長就任(現任)<br>平成20年6月 管理本部長(現任)                                                                                                                                                                            | 1,125,574株 |
| かいりょう いち<br>甲斐良<br>(昭和31年10月24日生)    | 昭和54年3月 当社入社<br>平成16年4月 第三営業部長<br>平成18年4月 第二営業部長<br>平成18年7月 営業副本部長兼第二営業部長<br>平成19年4月 営業副本部長兼第三営業部長<br>平成20年4月 執行役員大阪副支社長兼大阪営業部長<br>平成22年4月 執行役員市場開発部長<br>平成23年4月 執行役員第一営業統括部長<br>兼市場開発部長<br>平成24年4月 執行役員コミュニケーション部門担当<br>兼第一営業統括部長<br>兼市場開発部長兼営業推進部長<br>平成25年4月 執行役員コミュニケーション部門担当<br>兼営業推進部長(現任)<br>平成25年6月 取締役就任(現任) | 15,600株    |
| しのはら きよ かつ<br>篠原清佳<br>(昭和29年11月30日生) | 昭和58年8月 当社入社<br>平成23年4月 第四オペレーション統括部長<br>平成24年4月 オペレーション部門担当<br>兼第三オペレーション統括部長<br>平成24年7月 執行役員オペレーション部門担当<br>兼第三オペレーション統括部長(現任)<br>平成25年6月 取締役就任(現任)                                                                                                                                                                  | 11,300株    |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※ 丸山丹丈<br>(昭和27年4月4日生) | 昭和51年3月 当社入社<br>平成17年4月 システムソリューション部長<br>平成18年4月 CRM推進一部兼カスタマーオペレーショングループ長兼カスタマーコンタクトグループ長兼業務本部総務部個人情報保護推進室部長<br>平成19年4月 CRM推進一部兼CRMディレクターグループ長兼CRMオペレーションセンター長部長<br>平成20年4月 CRMソリューション部長<br>平成21年4月 営業推進部長兼CRMソリューション部長<br>平成23年2月 監査室長(現任)                | 3,900株     |
| ※ 梶谷篤<br>(昭和43年7月1日生)  | 平成12年4月 弁護士登録<br>平成12年4月 梶谷総合法律事務所入所(現任)<br>平成16年6月 当社監査役就任(現任)                                                                                                                                                                                             | 一株         |
| ※ 岡徹<br>(昭和14年10月4日生)  | 昭和48年1月 タイム・インコーポレイテッド日本支社ダイレクトマーケティング本部長<br>昭和53年1月 日本リーダーズダイジェスト社出版事業本部長・ダイレクトマーケティング本部長<br>昭和58年1月 アメリカンエクスプレスインターナショナル日本支社ダイレクトマーケティングディレクター<br>昭和62年1月 シティコープ・シティバンク日本支社副頭取<br>平成3年2月 ダイレクトマーケティングジャパン株式会社設立<br>同社代表取締役社長就任(現任)<br>平成23年6月 当社監査役就任(現任) | 一株         |

(注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 梶谷 篤氏および岡 徹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 梶谷 篤氏および岡 徹氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって梶谷 篤氏が11年、岡 徹氏が4年となります。
5. 社外取締役候補者の選任理由
  - ①梶谷 篤氏につきましては、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての活動に基づく専門的な知識と幅広い見識を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ②岡 徹氏につきましては、同氏の経営者としての活動に基づく経営全般にわたる高度な知見と幅広い見識を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、梶谷 篤氏、岡 徹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 梶谷 篤氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000,000円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」の効力が生じますと、取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額20,000,000円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます中村 俊一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| ふ<br>氏  | り<br>が  | な<br>名   | 略       | 歴                 |
|---------|---------|----------|---------|-------------------|
| なか<br>中 | むら<br>村 | しゅん<br>俊 | いち<br>一 | 平成24年6月 取締役就任（現任） |

### 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます小川 惇子、梶谷 篤、岡 徹の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

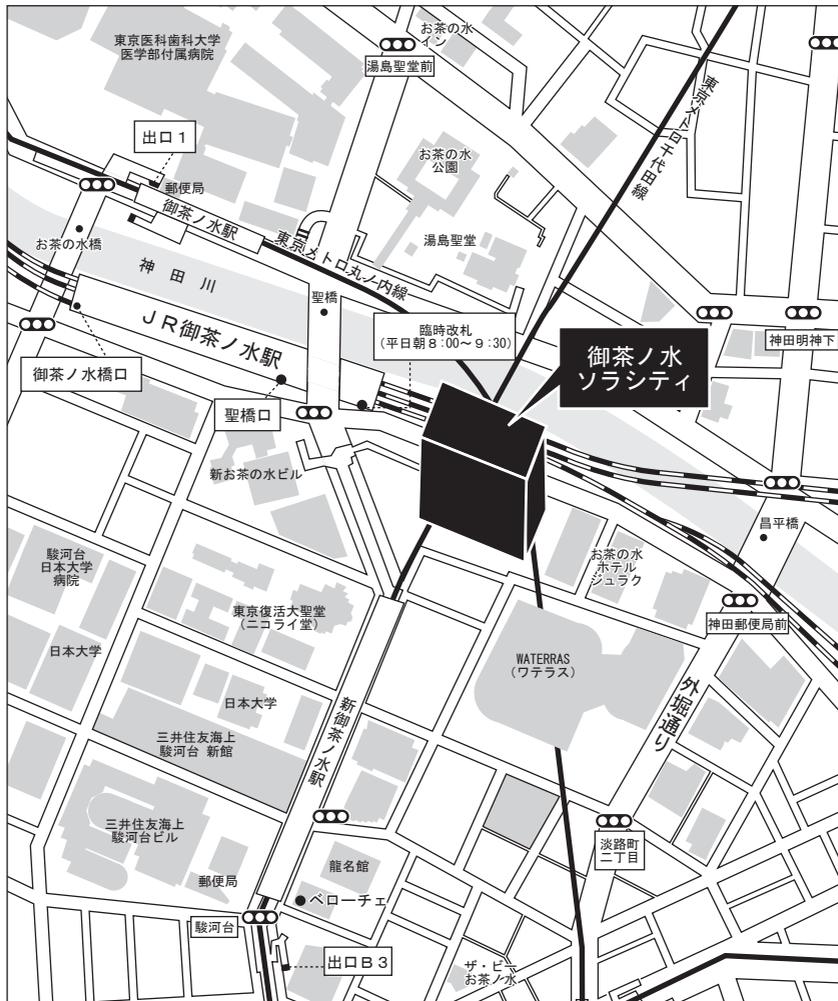
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| ふ<br>氏  | り<br>が<br>な<br>名             | 略       | 歴             |
|---------|------------------------------|---------|---------------|
| お<br>小  | がわ<br>川<br>あつ<br>惇<br>こ<br>子 | 平成19年6月 | 当社常勤監査役就任（現任） |
| か<br>梶  | たに<br>谷<br>あつし<br>篤          | 平成16年6月 | 当社監査役就任（現任）   |
| おか<br>岡 | あきら<br>徹                     | 平成23年6月 | 当社監査役就任（現任）   |

以 上

# 第56期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ1F  
ソラシティカンファレンスセンター Room B



JR中央線・総武線  
東京メトロ千代田線  
東京メトロ丸の内線  
都営地下鉄 新宿線

「御茶ノ水」駅 聖橋口から  
「新御茶ノ水」駅 B2出口  
「御茶ノ水」駅 出口1から  
「小川町」駅 B3出口から

徒歩1分  
直結  
徒歩4分  
徒歩6分